

一般財団法人遠野市教育文化振興財団顕賞規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、定款第44条の規定により定款第4条第1号に規定する事業として、顕賞の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(顕賞の種類)

第2条 顕賞は次の2種類とする。

- 1 遠野市民文化賞
- 2 教育文化奨励賞

(顕賞委員会の設置)

第3条 顕賞を公正かつ適正に行うため、理事会の諮問機関として顕賞委員会を置く。

- 2 顕賞委員会は、委員10人以内で構成する。
- 3 顕賞委員会の委員は、学識経験を有する者の中から理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 4 顕賞委員会に委員長を置き、委員の互選とする。
- 5 顕賞委員会の委員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
- 6 顕賞委員会の運営について必要な事項は別に定める。

第2章 遠野市民文化賞

(回次の冠称)

第4条 遠野市民文化賞（以下「市民文化賞」という。）は、その実施の追次回数にしたがい、「第何回」と冠称することを例とする。

(市民文化賞の対象)

第5条 市民文化賞の授賞は、市民又は市内に住所を有する団体で、教育文化（体育、スポーツ、レクリエーション、国際交流、その他市民性の向上に関する諸活動を含む。以下同じ。）の振興に著しい功績があったものについて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市民以外の者又は市内に住所を有しない団体であっても、その功績が市に密接に関係し、この規程の趣旨に適合すると認められる場合は、特に顕賞することがあるものとする。

(顕賞の方法)

第6条 市民文化賞は、顕彰状及び副賞を授与するとともに、その功績を広報その他により公表して顕賞するものとする。

(顕賞の時期)

第7条 市民文化賞の授与は、年1回2月に行うものとする。ただし、理事長が特に必要と認めたものについては、随時行うことがあるものとする。

(推薦、選考及び決定)

第8条 市民又は市内に住所を有する団体は、市民文化賞を受けるにふさわしいと思われるものを、毎年理事長が定める日までに別に定める推薦書により、この財団に推薦することができる。

- 2 顕賞委員会は、前項の推薦があったもの及び顕賞委員会がみずから調査し

たものを市民文化賞の候補として、その功績を審査選考し、理事会に内申するものとする。

3 理事会は、前項の内申に基づき市民文化賞の受賞者を決定するものとする。

第3章 教育文化奨励賞

(教育文化奨励賞の部門)

第9条 教育文化奨励賞(以下「奨励賞」という。)の部門は、次の表に定めるところによる。

一般の部	文化活動部門、体育活動部門、教育活動部門、国際交流活動部門、社会活動部門
児童・生徒の部	文化活動部門、体育活動部門

(奨励賞の対象)

第10条 奨励賞の授賞は、市民又は市内に事務所を有する団体で、教育文化にかかる活動の成果又は作品が特にすぐれ他の模範とするに足るものについて行うものとする。ただし、国際交流活動部門においては、市民以外の者又は市内に住所を有しない団体であっても、その功績が市に密接に関係し、この規程の趣旨に適合すると認められる場合は、特に顕賞することがあるものとする。

2 前項の授賞は、前条に定める部門ごとに、当該部門における過去のすぐれた成果又は作品に比し、同等以上の進歩がみられるものについて行うものとする。

(顕賞の方法)

第11条 奨励賞は、賞状を授与するとともに、その成果又は作品を広報その他により公表して顕賞するものとする。

(顕賞の時期)

第12条 奨励賞の授与は、年1回2月に行うものとする。ただし、理事長が特に必要と認めたものについては、随時行うことがあるものとする。

(推薦、選考及び決定)

第13条 第8条の規定を準用する。

2 この場合において同条第2項中「市民文化賞」とあるのは「奨励賞」と、「功績」とあるのは「成果又は作品」と読み替え、同条第3項中「市民文化賞」とあるのは「奨励賞」と読み替えるものとする。

第4章 補 則

(顕賞者)

第14条 顕賞は、この財団の名において理事長が行うものとする。

(様式)

第15条 顕彰状及び賞状の様式は別に定める。

(死亡者の顕賞)

第16条 顕賞されるべき者が死亡したときは、顕彰状又は賞状及び副賞を遺族に交付し、これを追賞するものとする。

(顕賞の取り消し)

第17条 顕賞された者が、受賞者としての体面をそこなう失行があったときは、その情状により理事会の議決により、これを取り消すことがあるものとする。

附 則

- 1 この規程は昭和49年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に置かれている顕賞委員会は、この規程により置かれたものとみなす。ただし、委員の任期については、昭和49年4月1日から起算するものとする。

附 則

この規程は平成25年10月25日から施行する。

附 則

この規程は平成26年2月4日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。